

令和2年度 山梨県立笛吹高等学校 非常勤養護講師 実施要項

- 1 任用期間 令和2年4月1日～令和2年7月22日（前期）
令和2年8月25日～令和3年3月31日（後期）
- 2 資格
 - ・ 生徒のカウンセリング及び怪我等の処置ができる者。養護教諭、看護師、保健士等の免許を有している者。
 - ・ 養護教諭の免許を有している者が確保困難な場合に限り、臨免申請が必要となる（義務教育課 免許担当へ）。
- 3 業務内容
 - ・ 生徒のカウンセリング
 - ・ 病気、怪我の救急処置
 - ・ 健康相談、保健指導、学校保健情報の把握
 - ・ その他の保健室業務
- 4 非常勤養護講師の待遇・勤務時間
 - ・ 週10時間の勤務とする。勤務の態様は各高校に一任（校長が命じた勤務時間）するが、昼休み等休憩時間は勤務時間に含まれない。また、勤務は60分単位とする。
 - ・ 報酬は、1時間（60分単位）あたり2,470円。
30分単位（1時間未満）で勤務を命じることはできない。
（例：2,470円×4時間×2日+2,470円×2時間×1日=24,700円）
 - ・ 通勤手当として、出勤回数分を支給する。
 - ・ 労災保険に加入することとなる。
 - ・ 年次有給休暇の付与については、県立学校非常勤講師取扱要綱第7条3項を準用する。（但し、標準的な1週間の勤務日数に乗じる週数は40週とする。）
- 5 非常勤養護講師の確保と任用
 - ・ 非常勤養護講師の公募は各高等学校が行い、別紙様式1により3月24日（火）までに高校教育課長あてに内申する。
 - ・ 発令は「非常勤養護講師」とする。
 - ・ 非常勤養護講師の任用に関して提出する書類は、以下の四点とする。
 - ① 健康診断書の写し
 - ② 履歴書（原本）
 - ③ 発令内申書（別紙様式1）
 - ④ 免許状（臨時免許状）の写し（※写しには所属長の原本証明を必要とする）
- 6 その他
 - ・ 非常勤養護講師の勤務日誌、出勤簿を作成する。
 - ・ 業務を行うにあたっては、生徒の相談内容にかかわる守秘義務を徹底する。